

入 札 説 明 書

あま市役所市長公室危機管理課に係る競争入札については、下記のとおり執行します。

1. 競争入札に付する事項等

公告文（あま市公告第39号）による。

2. 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定される次の事項に該当する者は、競争入札に参加する資格を有しない。

ア 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

ウ 次の(ア)から(キ)までのいずれかに該当すると市長が認めた者で、3年以内であって市長が定める期間を経過していないもの。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

(ア) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

(イ) 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

(ウ) 落札候補者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

(エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

(オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。

(カ) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。

(キ) (ア)から(カ)までの規定により競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(2) その他の入札参加資格

ア あま市が行う調達契約等からの暴力団排除に関する要綱（平成22年あま市訓令第46号）第2条に規定する暴力団及び暴力団員等である者でないこと。

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）、又は民事再生法（平成11年法律第225号）の申請、又は申請準備段階である者でないこと。

ウ 居住地または所在地における市町村税に未納がないこと。

エ 日本語を完全に理解できること。

オ あま市インターネット公有財産売却ガイドラインおよび紀尾井町戦略研究所株式会社が定めるKSI官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾、順守することができること。

カ 参加仮申し込み時点で、18歳以上の者であること。

ク 日本国内に住民登録（法人の場合は法人登記）のある者であること。

3. 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

あま市七宝町沖之島深坪1番地
あま市役所市長公室危機管理課
電話(052)444-0862

(2) 入札書の提出期限

公告文（あま市公告第39号）による。

(3) 入札書の提出場所、開札の日時及び場所

公告文（あま市公告第39号）による。

(4) 入札書の提出方法

ア 紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する公有財産売却システム上で入札価格を登録する。なお、この登録は、一度しか行うことができない。

イ 郵便による入札書の提出は認めない。

ウ 入札の延期等

競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取りやめることがある。

4. その他

(1) 入札保証金

公告文（あま市公告第39号）による。

(2) 入札の無効

公告文（あま市公告第39号）による。

(3) 落札者の決定方法

ア 入札期間終了後、あま市は開札を行い、売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに、売却システム上の入札において、入札価格が予定価格（最低落札価格）以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定とする。

イ 最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定する。

ウ 落札者の決定に当たっては、落札者の会員識別番号を落札者の氏名（名称）とみなす。

(4) 契約書の作成

競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。